

共済特集 商工会でこんな保険・共済に加入できます。

経営セーフティ共済 (中小企業基盤整備機構)



経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度) は、取引先事業者が倒産した際に、**中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度**です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍 (上限8,000万円) まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

小規模企業共済 (中小企業基盤整備機構)



国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。現在、全国で約133万人の方が加入されています。**掛金は全額を所得控除**できるので、高い節税効果があります。将来に備えつつ、契約者の方がさまざまなメリットを受けられる、今日からおトクな制度です。

中小企業退職金共済 (勤労者退職金共済機構)



中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって**中小企業の従業員の福祉の増進**と、中小企業の振興に寄与することを目的としたもので、事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

火災共済 (茨城県火災共済協同組合)



龍ヶ崎市商工会が代理所をつとめる火災の保険です。火災保険の新規契約、乗換等のご要望などありましたら、商工会の火災共済にお見積もりをご相談ください。

自動車共済 (関東自動車共済協同組合)



龍ヶ崎市商工会が代理所をつとめる自動車保険です。自動車保険の新規契約、乗換等のご要望などありましたら、商工会の自動車共済にお見積もりをご相談ください。



福祉共済 (全国商工会連合会)

商工会会員の皆様のために、全国商工会連合会が全く新しく開発し、商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会が一体となって運営する共済制度です。具体的には、「けがの掛金は2,000円～4,000円」「けがの加入者への特約として医療特約がプラス1,000円 (入院時)」「がん保険 年齢により3,000円及び6,000円」「生命保険 年齢により」と、セット加入も可能です。



貯蓄共済 (ジブラルタ生命)

しっかり貯蓄・・・自己資本の充実・健全な経営に役立ちます。掛金は1口からOK:1口月2,000円から10口20,000円まで。毎月の掛金は口座振替で知らず知らずのうちに積立ができます。掛金の大部分は積立金になり10年後には元利金 (=積立掛金 - 保険料 - 手数料分) が戻ります。

融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫) 詳しくは⇒ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html 必ず、再度ホームページを確認して最新情報を入手してください。	
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1. 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月 (最近1ヵ月を含みます) の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して 5%以上減少している方 2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月 (最近1ヵ月を含みます) の平均売上高 (業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高) が次のいずれかと比較して 5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月 (最近1ヵ月を含みます) の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高
資金の使い道	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	8,000万円 (別枠)
利率 (年)	基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは 基準利率 -0.9% (注)、4年目以降は 基準利率 「実質無利子化」 * (注) については、 ホームページで確認してください。
ご返済期間	設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内 (うち据置期間5年以内)
担保	無担保

パワーアップ融資 (茨城県) 詳しくは⇒ https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/yushitop.html 必ず、再度ホームページを確認して最新情報を入手してください。			
融資対象者	申込時点において県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業 (茨城県信用保証協会の信用保証対象業種に限る) を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者 (1) 直近3ヵ月の受注高又は売上高が前年同期に比べ 5%以上減少している者 (2) 直近3ヵ月の受注高又は売上高が前年同期に比べ減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者 (3) 直近3ヵ月の粗利益が前年同期に比べ 5%以上減少している者 (4) 中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者 (5) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者 (6) 県が別に指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している者 (7) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号 (売上高等の減少率が15%以上) 又は同条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受け、経営行動に係る計画を策定した者		
融資条件	融資対象者	融資限度額	融資期間 (措置期間)
	上記(1)～(3)、(5)の者	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 併用 5,000万円	設備資金 10年以内 (3年以内) 運転資金 7年以内 (2年以内) 併用 7年以内 (2年以内)
	上記(4)、(6)の者	運転資金 5,000万円	運転資金 7年以内 (2年以内)
融資利率	上記(7)の者	設備資金 4,000万円 運転資金 4,000万円 併用 4,000万円	設備資金 10年以内 (5年以内) 運転資金 10年以内 (5年以内) 併用 10年以内 (5年以内)
	信用保証料率 信用保証料補助	(7) 原則0.85% ※0.65%相当額を国が補助します。	
資金使途	経営の安定に必要な資金		
申込窓口	商工会又は中小企業団体中央会 (取扱金融機関: 常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜幸銀信用組合、八千代信用組合、商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行)		